



目 次

告 示	ページ
○令和4年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○保安林の指定予定の通知（12件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（ 〃 ）	3
○高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正（土木政策課）	3
○公共測量の終了の通知（6件）（用地対策課）	3
○道路の区域変更（3件）（道路課）	4
○道路の供用開始（ 〃 ）	4
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施（消防政策課）	5
○都市計画公聴会の開催（都市計画課）	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	5
高知県公安委員会告示	
◎告示（高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め）の一部改正	5

告 示

高知県告示第919号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 男子及び女子（令和5年3月及び4月採用予定）
  - （1）募集期間  
随時（最終期限は、令和5年1月18日（水））
  - （2）試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等
筆記試験 適性検査	令和5年1月21日（土）から同月23日（月）までの間のいずれか1日（筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。）	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和5年1月28日（土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第920号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
室戸市室戸岬町字ワシガ谷7110のロ
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ワシガ谷7110のロ（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第921号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
土佐市太郎丸字明神ノ奥424から428まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字明神ノ奥424から428まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第922号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
香美市物部町岡ノ内字コエトヲ3223の1、3224の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字コエトヲ3223の1・3224の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第923号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年12月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
 安芸郡東洋町野根字アシ谷乙1523の6

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字アシ谷乙1523の6（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第924号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年12月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
 安芸郡馬路村馬路字藤小谷4039の6

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字藤小谷4039の6（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第925号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年12月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
 安芸郡馬路村馬路字古田3306の9、字立山ノ上3359の1

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字古田3306の9・字立山ノ上3359の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第926号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年12月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
 安芸郡馬路村魚梁瀬字榎ノ坂山8の3、8の14

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字榎ノ坂山8の3・8の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第927号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年12月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
 長岡郡大豊町立川下名字テングダキ1977の1、1977の2、字カケヒ2022の9、2023の14

2 指定の目的  
 水源の涵養

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第928号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年12月27日  
 高知県知事 濱田 省司

<p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町下八川字布山丁5552、5553</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>高知県告示第929号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 令和4年12月27日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡佐川町加茂字サガタ2227の1、4255、字上ミサガタ2245の1、4257の3</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字サガタ2227の1・4255・字上ミサガタ2245の1・4257の3(以上4筆について次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>高知県告示第931号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 令和4年12月27日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>高知県告示第932号</b> 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 令和4年12月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町大植字黒滝1886、字箱谷4706(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 鉱業用地とするため</p> <p><b>高知県告示第933号</b> 高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱(平成18年12月高知県告示第772号)の一部を次のように改正する。 令和4年12月27日 高知県知事 濱田 省司</p>
<p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町中ノ川字大アレ374の1、376、384、386から388まで、393、394、字キリノサコ408、409、410の1、字下根ズギ477、478</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>高知県告示第930号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 令和4年12月27日</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町才角字松ノ岡崎816の2、字中越山1688の21、1688の22</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字松ノ岡崎816の2・字中越山1688の22(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度</p>	<p>附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。 (令和4年度に実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間の特例)</p> <p>2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年度に実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、当該資格審査を申請する日の属する年度の翌年度の1年間とする。</p> <p><b>附 則</b> この告示は、令和4年12月27日から施行する。</p> <p><b>高知県告示第934号</b> 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和4年5月高知県告示第498号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和4年12月27日 高知県知事 濱田 省司</p> <p><b>高知県告示第935号</b> 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和4年6月高知県告示第588号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和4年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14</p>

条第3項の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第936号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和4年7月高知県告示第640号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年11月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第937号

高知県土木部高知土木事務所長から令和4年7月高知県告示第643号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年11月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第938号

高知県土木部幡多土木事務所土佐清水事務所長から令和4年9月高知県告示第746号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年12月5日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第939号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和4年11月高知県告示第836号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和4年11月18日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県告示第940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市下ノ加江字堂崎山3345番14地先から土佐清水市下ノ加江字水谷山3338番40地先まで	前	3.6 }	2234
		51.7	
土佐清水市下ノ加江字堂崎山3345番14地先から土佐清水市下ノ加江字水谷山3338番40まで	後	A	3.6 }
			51.7
土佐清水市下ノ加江字堂崎山3345番14地先から土佐清水市下ノ加江字水谷山3338番40地先まで	後	B	10.2 }
			80.2

#### 高知県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字北向山乙3316番1から安芸郡東洋町野根字北向山乙3325番3まで	前	11.2 }	292
		36.8	
安芸郡東洋町野根字北向山乙3325番3まで	後		17.0 }

143.1

#### 高知県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市貝ノ川字ウワミソ山1795番1から土佐清水市貝ノ川字ウワミゾ421番まで	前	4.1 }	173
		13.2	
土佐清水市貝ノ川字ウワミゾ421番まで	後	8.6 }	173
		32.3	

#### 高知県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐藪ヶ市字堂ノ上山527番1から四万十市西土佐藪ヶ市字堂ノ上山532番1地先まで	173	令和4年12月27日

-----  
公 告  
-----

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
令和5年1月30日（月） 高知県立人権啓発センター	警報設備	午前9時から午後5時まで
令和5年1月31日（火） 〃	消火設備	〃
令和5年2月1日（水） 〃	避難設備・消火器	〃

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和5年1月5日（木）から同月16日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定によ

り都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

令和4年12月27日

高知県知事 濱田 省司

1 都市計画の種類

幡東都市計画公園及び中村都市計画公園

2 縦覧図書

幡東都市計画公園（9・6・1号土佐西南大規模公園及び9・6・2号土佐西南大規模公園）及び中村都市計画公園（9・6・1号土佐西南大規模公園）の変更（原案）

3 都市計画の案の縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知県幡多土木事務所維持管理課並びに宿毛市都市建設課、土佐清水市まちづくり対策課、四万十市まちづくり課、四万十町建設課、大月町まちづくり推進課、三原村総務課及び黒潮町まちづくり課

4 都市計画の案の縦覧期間

令和5年1月5日（木）から同月20日（金）まで

5 公聴会の開催日時

(1) 黒潮町（大方地区）

令和5年1月30日（月）午前11時から

(2) 四万十市

令和5年1月30日（月）午後3時から

(3) 黒潮町（佐賀地区）

令和5年1月30日（月）午後7時から

6 公聴会の開催場所

(1) 黒潮町（大方地区）

幡多郡黒潮町入野5893番地 黒潮町役場本庁

(2) 四万十市

四万十市中村大橋通4丁目10 四万十市役所本庁

(2) 黒潮町（佐賀地区）

幡多郡黒潮町佐賀1092番地1 黒潮町役場佐賀支所

7 公述申出書の提出期限

令和5年1月20日

-----  
公 営 企 業 局 管 理 規 程  
-----

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月27日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項を次のように改める。

2 前項の検収報告書、検査調書又は検収調書の作成は、次の各号のいずれかに該当する検査については、省略することができる。ただし、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う検査であるとき、検査を行った結果その給付が当該契約の内容に適合しないものである場合又は高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程若しくは高知県公営企業局病院事業財務規程に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 契約書の作成を省略した契約に係る検査

(2) 第21条第1項の規定に基づき契約書の作成を省略することができる契約について、契約書を作成したものに係る検査

(3) 契約書の作成を要する契約であって高知県公営企業局長が別に定めるものに係る検査

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

-----  
公 安 委 員 会 告 示  
-----

高知県公安委員会告示第27号

令和3年6月高知県公安委員会告示第9号（高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め）の一部を次のように改正する。

令和4年12月27日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

表中

「

道路交通法第56条又は第57条第3項の規定による設備外積載、荷台乗車又は制限外積載の許可の申請	道路交通法施行規則第8条第1項
---	-----------------

」

を

「

道路交通法第56条又は第57条第3項の規定による設備外積載、荷台乗車又は制限外積載の許可の申請	道路交通法施行規則第8条第1項
道路交通法第59条第2項ただし	道路交通法施行規則第

」

書の規定による制限外牽引の許可の申請	8条の5第1項
に、	
警備業の廃止の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）第10条第1項
を	
その主たる営業所が県外に所在する警備業者が県内で警備業務（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第14条に規定するものを除く。）を行おうとするとき（県内に営業所を設けて当該警備業務を行おうとするものを除く。）の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）第9条
警備業の廃止の届出	警備業法第10条第1項
に、	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第17条第1項
を	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第17条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第5条第1項に規定する自動車運転代行業の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項

に改める。